

議案第50号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下本則において「削除条項」という。）を削り、

移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下本則において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。			(設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。		
種 別	名 称	位 置	種 別	名 称	位 置
略			略		
肢体不自由 児施設	<u>鳥取県立総合療育センター</u>	米子市	肢体不自由 児施設	<u>鳥取県立皆生小児療育センター</u>	米子市
	略			略	
	鳥取県立中部療育園	倉吉市		鳥取県立中部療育園	倉吉市
			身体障害者	鳥取県立障害者福祉センター厚和	鳥取市

更生施設	寮	
身体障害者療護施設	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市
身体障害者授産施設	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園	鳥取市
	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園	
知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
	鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町
	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町
知的障害者授産施設	鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市
養護老人ホ	略	

知的障害者更生施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	
養護老人ホ	略	

ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市
軽費老人ホーム	略	
	鳥取県立福原荘	米子市

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

第5条 児童短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する

ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市
特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑	鳥取市
	鳥取県立巖城はごろも苑	倉吉市
	鳥取県立皆生みどり苑	米子市
軽費老人ホーム	略	
	鳥取県立福原荘	米子市
知的障害者通園寮	鳥取県立境港通園寮	境港市

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

第5条 児童短期入所に係る鳥取県立皆生小児療育センターの利用については、児童福祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する

療養及び同法第85条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

- 3 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

療養及び同法第85条第1項に規定する食事療養（以下この項において「療養等」という。）に係る鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、同法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「療養費算定額」という。）によるほか、別表第1に定めるところにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

- 3 鳥取県立皆生小児療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における診断書その他の文書の交付については、別表第2に定めるところにより手数料を徴収する。

（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設における使用料の徴収）

第6条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2

第4項に規定する身体障害者短期入所に係る鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮並びに鳥取県立障害者福祉センターつばさ園及び鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の利用については、同法第17条の4第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 身体障害者福祉法第5条第2項に規定する身体障害者施設支援に係る鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮並びに鳥取県立障害者福祉センターつばさ園及び鳥取県立障害者福祉センターあさひ園の利用については、同法第17条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第3項の措置による利用については、この限りでない。

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

第6条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及

(知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設における使用料の徴収)

第7条 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園、

び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3 前2項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

鳥取県立鹿野第二かちみ園、鳥取県立西部やまと園及び鳥取県立羽合ひかり園並びに鳥取県立白兎はまなす園の利用については、同法第15条の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項の措置による利用については、この限りでない。

2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園、鳥取県立西部やまと園及び鳥取県立羽合ひかり園並びに鳥取県立白兎はまなす園の利用については、同法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(特別養護老人ホームにおける使用料の徴収)

第8条 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第13項に規定する短期入所生活介護に係る鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立

巖城はごろも苑及び鳥取県立皆生みどり苑の利用については、
同法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者にあつては同
条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
の、同法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者にあつて
は同条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定し
た費用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により
算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、老人福祉法
(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第3号の措置による
利用については、この限りでない。

2 介護保険法第7条第21項に規定する介護福祉施設サービスに
係る鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑及び鳥取県
立皆生みどり苑の利用については、同法第48条第2項第1号の
厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第
2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(介
護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条第4項の規定
の適用を受ける者にあつては、平成17年3月31日までの間に限
り、同項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費
用の額及び同項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定
した費用の額)の合計額の使用料を徴収する。ただし、老人福

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第7条 略

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

(管理の委託)

第9条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

社法第11条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第9条 略

(知的障害者通勤寮における使用料の徴収)

第10条 鳥取県立境港通勤寮の利用については、知的障害者福祉法第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

(使用料及び手数料の減免)

第11条 略

(管理の委託)

第12条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する事務を次のとおり委託する。

種 別	名 称	委託先	委 託 事 務

種 別	名 称	委託先	委 託 事 務
身体障害者 更生施設	鳥取県立 障害者福 祉センタ ー厚和寮	社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	施設設備の保全並び に入所者又は通所者 の更生に必要な治療 及び訓練に関する事 務
身体障害者 療護施設	鳥取県立 障害者福 祉センタ ー友愛寮	社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	施設設備の保全並び に入所者の治療及び 養護に関する事務
身体障害者 授産施設	鳥取県立 障害者福 祉センタ ーつばさ 園 鳥取県立 障害者福 祉センタ ーあさひ 園	社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	施設設備の保全及び 入所者又は通所者に 対する必要な訓練そ の他入所者又は通所 者の自活に関する事 務

知的障害者 更生施設	鳥取県立 鹿野かち み園	社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	施設設備の保全並び に入所者の保護及び その更生に必要な指 導訓練に関する事務	知的障害者 更生施設	鳥取県立 鹿野かち み園	社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	施設設備の保全並び に入所者の保護及び その更生に必要な指 導訓練に関する事務
	鳥取県立 鹿野第二 かちみ園				鳥取県立 鹿野第二 かちみ園		
	鳥取県立 西部やま と園						
	鳥取県立 羽合ひか り園						
				知的障害者 授産施設	鳥取県立 白兔はま なす園	社会福祉法 人鳥取県厚 生事業団	施設設備の保全及び 入所者又は通所者の 自活に必要な訓練そ の他入所者又は通所 者の自活に関する事 務

養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	社会福祉法人米子福祉会	施設設備の保全及び入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する事務

養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
特別養護老人ホーム	鳥取県立三津白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び入所者の養護に関する事務
	鳥取県立巖城はごろも苑		
	鳥取県立皆生みどり苑		
軽費老人ホーム	鳥取県立福原荘	社会福祉法人米子福祉会	施設設備の保全及び入所者に対する給食その他日常生活上必要な便宜の供与に関する事務
知的障害者通勤寮	鳥取県立境港通勤寮	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	施設設備の保全及び利用者の自活に関する事務

(規則への委任)

第10条 略

別表第3 (第7条関係)

略

(規則への委任)

第13条 略

別表第3 (第9条関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(使用料の徴収に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前の鳥取県立障害者福祉センター厚和寮、鳥取県立障害者福祉センター友愛寮、鳥取県立障害者福祉センターつばさ園、鳥取県立障害者福祉センターあさひ園、鳥取県立西部やまと園、鳥取県立羽合ひかり園、鳥取県立白兔はまなす園、鳥取県立三津白寿苑、鳥取県立巖城はごろも苑、鳥取県立皆生みどり苑又は鳥取県立境港通勤寮の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間看護手当)</p> <p>第24条 夜間看護手当は、<u>総合療育センター</u>に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p>第24条 夜間看護手当は、<u>皆生小児療育センター</u>に勤務する看護師若しくは准看護師又は人事委員会がこれらに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下次項において同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2及び3 略</p>